

秋田県警察街頭防犯カメラシステム

秋田県警察では、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を目指しており、その一環として、街頭防犯カメラシステムを運用しております。

これは、犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、公共空間に街頭防犯カメラを設置し、撮影した映像を録画するものです。

■ 設置場所等について

▶ 運用開始日（設置場所）

- 令和3年10月1日（秋田市大町・川反地区）
- 平成28年12月1日（秋田市中通・手形・東通地区、秋田市保戸野・泉・八橋地区、秋田市土崎地区）
- 平成29年12月14日（大館市常盤木町・新町地区、能代市柳町・西通町・東町・景林町地区、大仙市通町・丸の内町・黒瀬町・中通町地区）
- 令和2年1月1日（由利本荘市鍛冶町・本荘・表尾崎町・裏尾崎町・美倉町地区、横手市中央町・大町・四日町・駅前町・前郷地区）

▶ 設置台数など

- 秋田市大町・川反地区には6台設置されていましたが、令和3年10月1日から、13台に変更して設置しています。
- 秋田市では、中通・手形・東通地区に30台、保戸野・泉・八橋・山王地区に15台、土崎地区5台、それぞれ設置しています。
- 大館市常盤木町・新町地区に3台、能代市柳町・西通町・東町・景林町地区に5台、大仙市通町・丸の内町・黒瀬町・中通町地区に5台、それぞれ設置しています。
- 由利本荘市鍛冶町・本荘・表尾崎町・裏尾崎町・美倉町地区に5台、横手市中央町・大町・四日町・駅前町・前郷地区に5台、それぞれ設置しています。

■ 運用について

▶ 厳格な運用

街頭防犯カメラシステムは、秋田県公安委員会規程及び秋田県警察本部長の通達文書に基づき、次のような厳格な運用をしています。

- 運用責任者の管理の下、個人の権利を不当に侵害しないように慎重を期しています。
- 街頭防犯カメラの設置箇所を表示板により明示しています。
- データの活用状況を半年に一度、秋田県公安委員会に報告しています。
- データの運用状況を半年に一度、秋田県警察のホームページで公表しています。

▶ 具体的運用方法

- 取扱責任者が指定した操作担当者が、システムを操作します。
- データは、厳格な管理の下、最長14日間保存されます。
保存期限が過ぎたデータは自動的に上書きされ、消去されます。
- 警察署長などは、犯罪の捜査などのためにデータを活用する必要があると認めるときは、データの検索と提供を受けることができます。

■ データの活用状況について

▶ 活用状況

令和4年1月1日から令和4年6月30日まで、55件の映像データを警察署長に提供して犯行状況の確認や裏付け捜査等に活用しました。

▶ 主な活用事例

- ・ 公務執行妨害事件
- ・ 窃盗事件
- ・ 特殊詐欺事件
- ・ 器物損壊事件
- ・ 道路交通法違反事件
- ・ 大麻取締法違反事件
- ・ 秋田県迷惑行為防止条例違反事件
- ・ 行方不明事案 など